

平成27年11月27日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第108号	秩父市公共施設等総合管理計画を定めることについて……………	1
議案第109号	秩父市税条例等の一部を改正する条例……………	2
議案第110号	秩父市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………	8
議案第111号	秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	14
議案第112号	秩父市浦山フレッシュセンター条例を廃止する条例……………	15
議案第113号	秩父市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例……………	16
議案第114号	平成27年度秩父市一般会計補正予算（第3回）……………	18
議案第115号	平成27年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）……………	26
議案第116号	平成27年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）……………	30
議案第117号	平成27年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）……………	33
議案第118号	平成27年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第2回）……………	36
議案第119号	平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）……………	38
議案第120号	平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 （第2回）……………	41
議案第121号	平成27年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第3回）……………	43
議案第122号	平成27年度秩父市水道事業会計補正予算（第2回）……………	45
議案第123号	平成27年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）……………	46

議案第108号

秩父市公共施設等総合管理計画を定めることについて

秩父市公共施設等総合管理計画を別冊のとおり定めたいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年秩父市条例第17号）第3号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に該当する計画であり、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進したいため。

議案第109号

秩父市税条例等の一部を改正する条例

(秩父市税条例の一部改正)

第1条 秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予をする金額又は当該徴収の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者

に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額(当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている徴収金がある場合はその金額を加算した額。以下この節において同じ。)が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第7号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号から第7号までに掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号及び第5号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「職権による換価の猶予」という。）をする期間内又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下第11条第2項において同じ。）において、当該職権による換価の猶予をする金額又は当該職権による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第5号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「申請による換価の猶予」という。）をする期間内又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月において、当該申請による換価の猶予をする金額又は当該申請による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号又は第7号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの給付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号及び第7号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額（当該猶

予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている徴収金がある場合はその金額を加算した額。)が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別な事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

(秩父市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秩父市税条例の一部を改正する条例(平成27年秩父市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号の改正規定を削る。

第36条の2第8項の改正規定中「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)」を加える。

第63条の2第1項第1号の改正規定中「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)」を加える。

第89条第2項第2号の改定規定中「いう。」の次に「以下この号及び」、「)又は法人番号」の次に「(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加える。

第139条の3第2項第1号の改正規定中「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加える。

第149条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秩父市税条例(以下「新条例」という。)第8条、第9条及び第12条(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。

以下「平成27年改正法」という。)第2条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法第2条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

- 3 新条例第10条及び第12条(新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 4 新条例第11条及び第12条(新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

平成27年11月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、納税者からの申請による換価の猶予の申請手続等について規定するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 110 号

秩父市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秩父市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年秩父市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「市長」を「別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長」に改め、同条第 2 項中「同表」を「、同表」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられる場合は、この限りでない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第 5 条中「この条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加え、「市長が別に」を「規則で」に改める。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	秩父市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 150 号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による医療に関する給付の支給又は国民健康保険税の徴収に関する情報（以下「国民健康保険

給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの

母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養

		育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費、支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	秩父市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第

		<p>81号) 第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	<p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
6 市長	<p>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

7 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
14 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、市民の窓口負担の軽減が図られるよう個人番号を独自利用する事務等について規定したいため。

議案第111号

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「納期前7日」を「納期限」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項第1号の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第24条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した改正前の第24条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

平成27年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、国民健康保険税の減免申請について、所要の改正を行いたいため。

議案第112号

秩父市浦山フレッシュセンター条例を廃止する条例

秩父市浦山フレッシュセンター条例（平成17年秩父市条例第189号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

平成27年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

従業員の高齢化等により閉鎖となっている秩父市浦山フレッシュセンターについて、条例を廃止し、普通財産として管理することにより施設の有効活用を図りたいため。

議案第113号

秩父市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）

第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報
の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項
を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員の配置)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活セン
ター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員
資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の
法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされ
た者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識
及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行っ
た結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活
相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとす
る。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号
に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保
するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得ら
れた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために
必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について規定することにより、市民の消費生活に関する苦情又は相談に適切かつ迅速に対処したいため。

議案第 1 1 4 号

平成 2 7 年度秩父市一般会計補正予算（第 3 回）

平成 2 7 年度秩父市一般会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 133,730 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,305,763 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		260,270	3,000	263,270
	1 負担金	260,270	3,000	263,270
14 国庫支出金		3,548,617	63,802	3,612,419
	1 国庫負担金	2,569,644	55,677	2,625,321
	2 国庫補助金	962,368	8,125	970,493
15 県支出金		1,711,057	25,668	1,736,725
	1 県負担金	797,826	25,352	823,178
	2 県補助金	685,319	316	685,635
17 寄附金		16,575	30,100	46,675
	1 寄附金	16,575	30,100	46,675
20 諸収入		340,022	11,160	351,182
	3 貸付金元利収入	87,758	11,160	98,918
歳入合計		30,172,033	133,730	30,305,763

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		249,841	516	250,357
	1 議会費	249,841	516	250,357
2 総務費		4,483,672	△5,953	4,477,719
	1 総務管理費	3,829,948	△4,256	3,825,692
	2 徴税費	355,691	△3,047	352,644
	3 戸籍住民基本台帳費	164,047	1,390	165,437
	4 選挙費	84,170	1,528	85,698
	6 監査委員費	18,616	△1,568	17,048
3 民生費		9,943,704	139,948	10,083,652
	1 社会福祉費	4,994,559	108,920	5,103,479
	2 児童福祉費	3,723,251	△23,401	3,699,850
	3 生活保護費	1,207,035	54,307	1,261,342
	4 国民年金費	17,605	122	17,727
4 衛生費		2,343,442	△12,492	2,330,950
	1 保健衛生費	942,825	△12,066	930,759
	2 病院事業費	282,624	1,184	283,808
	3 清掃費	607,288	△1,380	605,908
	4 上水道費	452,399	△230	452,169
6 農林水産業費		570,097	△11,430	558,667
	1 農業費	285,984	△6,825	279,159
	2 林業費	284,113	△4,605	279,508
7 商工費		705,518	△2,351	703,167
	1 商工費	705,518	△2,351	703,167
8 土木費		2,962,562	△22,931	2,939,631
	1 土木管理費	223,761	12,965	236,726
	2 道路橋りょう費	1,603,198	9,443	1,612,641
	4 都市計画費	909,073	△7,964	901,109
	5 住宅費	159,067	△37,375	121,692
10 教育費		2,383,967	△84,281	2,299,686
	1 教育総務費	405,398	△27,529	377,869

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	213,616	△3,010	210,606
	5 社会教育費	493,709	△38,328	455,381
	6 保健体育費	491,709	△15,414	476,295
13 諸支出金		1,881,110	30,000	1,911,110
	1 基金費	1,881,110	30,000	1,911,110
14 予備費		372,237	102,704	474,941
	1 予備費	372,237	102,704	474,941
歳出合計		30,172,033	133,730	30,305,763

第 2 表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名
2 総務費	1 総務管理費	市役所本庁舎等建設事業 (本 体 工 事)

(単位：千円)

補 正 前			補 正 後		
総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
6,168,373	平成26年度	347,400	6,168,373	平成26年度	347,400
	平成27年度	1,349,830		平成27年度	1,360,330
	平成28年度	4,471,143		平成28年度	4,460,643

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
学校給食調理・洗浄業務委託料 (秩父市立秩父第一小学校共同調理場)	平成27年度から 平成30年度まで

(単位：千円)

限 度 額
75,600

議案第 1 1 5 号

平成 2 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 2 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,955 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,922,053 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		740,656	△4,955	735,701
	1 他会計繰入金	740,655	△4,955	735,700
歳入合計		8,927,008	△4,955	8,922,053

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		105,860	△4,955	100,905
	1 総務管理費	101,241	△4,955	96,286
歳 出 合 計		8,927,008	△4,955	8,922,053

3 歳 出 (診療施設勘定)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		79,661	△1,471	78,190
	1 施設管理費	79,602	△1,471	78,131
4 予備費		32,027	1,471	33,498
	1 予備費	32,027	1,471	33,498
歳 出 合 計		155,388	0	155,388

議案第 1 1 6 号

平成 2 7 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）

平成 2 7 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,227 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 744,290 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		168,955	2,227	171,182
	1 他会計繰入金	168,955	2,227	171,182
歳入合計		742,063	2,227	744,290

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療広 域連合納付金		739,924	2,227	742,151
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	739,924	2,227	742,151
歳 出	合 計	742,063	2,227	744,290

議案第117号

平成27年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）

平成27年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,799千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,139,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,381,892	△215	1,381,677
	2 国庫補助金	386,011	△215	385,796
5 県支出金		832,599	△108	832,491
	2 県補助金	9,897	△108	9,789
7 繰入金		934,658	△19,476	915,182
	1 一般会計繰入金	934,658	△19,476	915,182
歳入合計		6,159,571	△19,799	6,139,772

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		216,427	△19,368	197,059
	1 総務管理費	142,087	△19,368	122,719
3 地域支援事業費		58,045	△550	57,495
	2 包括的支援事業・ 任意事業費	37,747	△550	37,197
6 予備費		5,000	119	5,119
	1 予備費	5,000	119	5,119
歳 出	合 計	6,159,571	△19,799	6,139,772

議案第118号

平成27年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第2回）

平成27年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成27年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		743,041	△6,271	736,770
	1 総務費	388,472	△3,267	385,205
	2 公共下水道築造事業費	334,569	△3,004	331,565
3 予備費		31,594	6,271	37,865
	1 予備費	31,594	6,271	37,865
歳出合計		1,242,769	0	1,242,769

議案第119号

平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）

平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		7,000	△4,300	2,700
	1 国庫補助金	7,000	△4,300	2,700
歳入合計		132,081	△4,300	127,781

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		67,889	△7,991	59,898
	1 総務費	67,889	△7,991	59,898
3 予備費		17,632	3,691	21,323
	1 予備費	17,632	3,691	21,323
歳 出 合 計		132,081	△4,300	127,781

議案第120号

平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）

平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成27年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		20,027	△1,192	18,835
	1 総務管理費	20,027	△1,192	18,835
5 予備費		3,043	1,192	4,235
	1 予備費	3,043	1,192	4,235
歳出合計		251,862	0	251,862

議案第121号

平成27年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第3回）

平成27年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成27年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場費		12,358	912	13,270
	1 事業費	12,358	912	13,270
2 予備費		128,406	△912	127,494
	1 予備費	128,406	△912	127,494
歳出合計		140,764	0	140,764

議案第122号

平成27年度秩父市水道事業会計補正予算（第2回）

第1条 平成27年度秩父市水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度秩父市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,185,523 千円	△230 千円	2,185,293 千円
第2項 営業外収益	592,916 千円	△230 千円	592,686 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,971,021 千円	△17,380 千円	1,953,641 千円
第1項 営業費用	1,820,899 千円	△13,630 千円	1,807,269 千円
第2項 営業外費用	139,122 千円	△3,750 千円	135,372 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 544,228千円」を「不足する額 558,872千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 343,855千円」を「過年度分損益勘定留保資金 358,499千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,500,749 千円	14,644 千円	1,515,393 千円
第1項 建設改良費	1,142,180 千円	△670 千円	1,141,510 千円
第2項 企業債償還金	135,356 千円	15,314 千円	150,670 千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	286,673 千円	△14,300 千円	272,373 千円

第5条 予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（3）児童手当補助金	1,680 千円	△230 千円	1,450 千円

平成27年11月27日提出

秩父市長 久喜邦康

議案第123号

平成27年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 平成27年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	2,945,283 千円	1,184 千円	2,946,467 千円
第2項 医業外収益	181,695 千円	1,184 千円	182,879 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	3,163,379 千円	△6,542 千円	3,156,837 千円
第1項 医業費用	3,099,586 千円	△6,079 千円	3,093,507 千円
第2項 医業外費用	61,480 千円	△463 千円	61,017 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 92,976千円」を「不足する額 92,977千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 92,876千円」を「過年度分損益勘定留保資金 92,877千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	366,343 千円	1 千円	366,344 千円
第2項 企業債償還金	98,172 千円	1 千円	98,173 千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	1,810,559 千円	△6,079 千円	1,804,480 千円

第5条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 救急医療等			
負担金・補助金	207,257 千円	1,184 千円	208,441 千円

平成27年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康